

議案第30号

湯河原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

湯河原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月21日提出

湯河原町長 富田 幸宏

(提案理由)

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、要支援認定者に対する地域包括ケアシステムの推進に向けた虐待防止等への取組み及び感染症対応力の向上と感染症発生における備え等を図るため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

湯河原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年湯河原町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に、「同条第7項」を「第45条第7項」に改める。

第11条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第33条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第43条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第45号第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205

号) 第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を削る。

第46条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第54条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第64条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければ

ならない。

第65条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第73条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第80条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第84条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った町長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第86条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第87条中「及び第62条」を「、第62条及び第64条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の第33条第3項（改正後の第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の第54条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、改正後の第64条の2（改正後の第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

湯河原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(管理者) 第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 (略) (利用定員等) 第10条 (略) 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定す	(管理者) 第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 (略) (利用定員等) 第10条 (略) 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定す	

現 行	改 正 後	備 考
る介護保険施設をいう。)若しくは<u>指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。)</u>の運営(同条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。))について3年以上の経験を有する者でなければならない。 (管理者) 第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u>なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</u> 2 (略) (揭示)	る介護保険施設をいう。)若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第45条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。))</u>について3年以上の経験を有する者でなければならない。 (管理者) 第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u>なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</u> 2 (略) (揭示)	

現 行	改 正 後	備 考
第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 (記録の整備) 第41条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録	第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(<u>以下この条において単に「重要事項」という。</u>)を掲示しなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 <u>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> (記録の整備) 第41条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) <u>第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為</u>(以下「<u>身体的拘束等</u>」という。)の態様及び時間、その際の利用者の	

現 行	改 正 後	備 考
(3) <u>第25条に規定する町への通知に係る記録</u> (4) <u>第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u> (5) <u>第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (6) (略) (指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1) (略) ― (9) (略) (10) (略) ― (13) (略) (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。	<u>心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (4) <u>第25条の規定による町への通知に係る記録</u> (5) <u>第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u> (6) <u>第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (7) (略) (指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1) (略) ― (9) (略) (10) <u>指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> (11) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (12) (略) ― (15) (略) (16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。	

現 行	改 正 後	備 考												
(従業者の員数等) 第45条 (略) 2 (略) 5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 <table border="1" data-bbox="197 999 719 1599"> <tr> <td data-bbox="197 999 336 1554">当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td><td data-bbox="336 999 580 1554">指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>指定介護療養型医療施設</u>（医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</td><td data-bbox="580 999 719 1554">介護職員</td></tr> <tr> <td data-bbox="197 1554 336 1599">(略)</td><td data-bbox="336 1554 580 1599">(略)</td><td data-bbox="580 1554 719 1599">(略)</td></tr> </table> 7 (略) 13 (略) (管理者) 第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> （医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員	(略)	(略)	(略)	(従業者の員数等) 第45条 (略) 2 (略) 5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 <table border="1" data-bbox="767 999 1289 1599"> <tr> <td data-bbox="767 999 906 1554">当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td><td data-bbox="906 999 1150 1554">指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院</td><td data-bbox="1150 999 1289 1554">介護職員</td></tr> <tr> <td data-bbox="767 1554 906 1599">(略)</td><td data-bbox="906 1554 1150 1599">(略)</td><td data-bbox="1150 1554 1289 1599">(略)</td></tr> </table> 7 (略) 13 (略) (管理者) 第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員	(略)	(略)	(略)	
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> （医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員												
(略)	(略)	(略)												
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員												
(略)	(略)	(略)												

現 行	改 正 後	備 考
防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)</u>の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法	防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u>	

現 行	改 正 後	備 考
<u>第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</u> 2 （略） 3 （略） （身体的拘束等の禁止） 第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u> 2 （略）	2 （略） 3 （略） （身体的拘束等の禁止） 第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等を行ってはならない。</u> 2 （略） 3 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> (3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。</u> <u>（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担</u>	

現 行	改 正 後	備 考
(記録の整備) 第65条 (略) 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) (略) (3) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第54条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第25条に規定する町への通知に係る記録	<u>軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u> <u>第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的</u> <u>に開催しなければならない。</u> (記録の整備) 第65条 (略) 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) (略) (3) 次条において準用する第22条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第54条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第25条<u>の規定による</u>町への通知に係る記録	

現 行	改 正 後	備 考
(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) (略) (管理者) 第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。 2 (略) 3 (略) (管理者による管理) 第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限	(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) (略) (管理者) 第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 (略) 3 (略) (管理者による管理) 第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。	

現 行	改 正 後	備 考
りでない。 （協力医療機関等） 第84条 （略）	（協力医療機関等） 第84条 （略） <u>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u> <u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った町長に届け出なければならない。</u> <u>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の</u>	

現 行	改 正 後	備 考
2 (略) 3 (略) (記録の整備) 第86条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第77条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第79条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第25	発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 5 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u> 6 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u> 7 (略) 8 (略) (記録の整備) 第86条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第77条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第79条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第25	

現 行	改 正 後	備 考
条に規定する町への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (準用) 第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで(第38条第4項及び第40条第5項を除く。)、第57条、第60条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型	条の規定による町への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (準用) 第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで(第38条第4項及び第40条第5項を除く。)、第57条、第60条、第62条及び第64条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予	

現 行	改 正 後	備 考
居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。	防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (重要事項の掲示に係る経過措置) 第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の第33条第3項(改正後の第66条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。 (身体的拘束等の適正化に係る経過措置) 第3条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の第54条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。 (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置) 第4条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、改正後の第64条の2(改正後の第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とす	

現 行	改 正 後	備 考
	る。	

湯河原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の概要

(1) 条例第 7 条、第 11 条及び第 73 条（管理者） 【全サービス共通】

＝管理者の兼務範囲の明確化＝

- ◆ 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の他の事業所等でなくても差し支えない旨を明確化する。

条例第 46 条（管理者） 【介護予防小規模多機能型居宅介護】

＝管理者の兼務＝

- ◆ 提供する介護サービスの質を確保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、介護予防小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。

(2) 条例第 33 条（掲示） 【全サービス共通】

＝「書面掲示」規制の見直し＝

- ◆ 事業所の運営規程など、重要事項の掲示について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。
- ◆ 1 年の経過措置期間を設ける。
(令和 7 年 3 月 31 日までの間は「削除」とする。)

(3) 条例第 43 条（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）等 【全サービス共通】

＝身体的拘束等の適正化の推進＝

- ◆ 身体的拘束等の適正化を推進する観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。
- ◆ また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。

(4) 条例第 54 条（身体的拘束等の禁止） 【介護予防小規模多機能型居宅介護】

＝身体的拘束等の適正化の推進＝

- ◆ 身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付ける。
- ◆ 1 年の経過措置期間を設ける（令和 7 年 3 月 31 日まで）。

(5) 条例第 64 条の 2（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）及び第 87 条（準用）
【介護予防小規模多機能型居宅介護】、【介護予防認知症対応型共同生活介護】

＝介護現場の生産性の向上＝

- ◆ 介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。
- ◆ 3 年間の経過措置期間を設ける（令和 9 年 3 月 31 日まで）。

(6) 条例第 84 条（協力医療機関等） 【介護予防認知症対応型共同生活介護】

＝協力医療機関との連携体制の構築＝

- ◆ 高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、次の見直しを行う。

ア 協力医療機関を定めるに当たっては、次の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。

- ・ 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- ・ 診療を行う体制を、常時確保していること。

イ 1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。

ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

（次ページへ続く）

(前ページからの続き)

＝新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携＝

- ◆ 新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。
- ◆ また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務づける。

(7) 条例第 10 条、第 41 条、第 45 条、第 65 条、第 80 条及び第 86 条

- ◆ 条文中の文言等を整理する。

2 施行日 令和 6 年 4 月 1 日